

[illegible]

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																															
		令和7年7月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																															
		<小学校>（1）実施・検討状況について							<小学校>（2）（1）の力の内容	<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回答している場合は最初の時期）										<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の子に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）								<小学校>（6）（5）のロの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由 （あてはまるもの全てに○）					<小学校>（9）（8）の工及びオの内容									
		ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っており、現在検討していない	エ、そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前		イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、8月	9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	11月	2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、教育委員会のウェブサイト掲載	イ、自治体の広報誌等に案内掲載	ウ、就学案内の通類に記載又は就学案内の通類とともに配布	エ、就学時健康診断の際に案内を配布	オ、学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ、市内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ、市内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付			コ、その他														
25	25	20	1	4	0	0	0	0							20	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10	9	1	11	8	11	6	3	2	1	0	2	2	2		0		0	2	1	1	1	2	
秋田県	小坂町			○																																								○	入学する学校によって支給額が変わるため、入学が確認できてから支給を行っている。				
秋田県	上小阿仁村			○																																					○								
秋田県	藤里町		○																																														
秋田県	三種町	○																																															
秋田県	八峰町	○																																															
秋田県	五城目町	○																																															
秋田県	八郎潟町			○																																						○	○						
秋田県	井川町	○																																															
秋田県	大湯村	○																																															
秋田県	美郷町	○																																															
秋田県	羽後町	○																																															
秋田県	東成瀬村			○																																									○	新入学時に祝い金を支給、学用品の一部を入学記念品として村から配布しているため、入学前支給を行っていない。			

都道府県	市区町村名																																			
<中学校>（１） 実施・検討状況について														<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期							<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）							<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）								
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っており、現在検討していない	エ、そもそも新入生学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、8月	ウ、9月	エ、10月	オ、11月	カ、12月	キ、1月	ク、2月	ケ、3月	コ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他												
<中学校>（２）（１）の力の内容																												<中学校>（６）（５）の工及びオの内容								
25	25	20	1	4	0	0	0	0							20	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10	9	1	0	2	1	1	1	2	
秋田県	小坂町			○																									○	入学する学校によって支給額が変わるため、入学が確認できてから支給を行っている。						
秋田県	上小阿仁村			○																			○													
秋田県	藤里町		○																																	
秋田県	三種町	○									○										○															
秋田県	八峰町	○									○										○															
秋田県	五城目町	○									○								○																	
秋田県	八郎潟町			○																			○	○												
秋田県	井川町	○									○									○																
秋田県	大湯村	○									○										○															
秋田県	美郷町	○									○									○																
秋田県	羽後町	○									○								○																	
秋田県	東成瀬村			○																						○	中学校入学時に扱い金支給等の教育費負担軽減を行っているため、入学前支給を行っていない。									

		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率				
		(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																								
		ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止																								
		イ、市区 町村民税 の非課税																								
		ウ、市区 町村民税 の減免																								
		エ、国民 年金保険 料の免除																								
		オ、国民 健康保険 料の保険 料の減免 または徴 収の猶予																								
		カ、児童 扶養手当 の支給																								
		キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者																								
		ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者																								
		ケ、個人 の事業税 の減免																								
		コ、固定 資産税の 減免																								
		サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い者、 昼食、被 服等が悪い 者または 学習用品 等に不自 由してい る者等で 保護者の 生活状態 がきわめ て悪いと 認められ るもの																								
		シ、経済 的理由に よる欠 席日数が多い者																								
		ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者																								
		セ、生活 福祉資金 による貸 付け																								
		ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生活 保護の基 準額が変動 する場合は 自動的に 要件が変わ るもの) (例：生活 保護の1.3倍、 1.5倍等) 係数(倍 率)を(4)に 記入してく ださい。)																								
		タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生活 保護の基 準額が変動 する場合は 自動的に 要件が変わ るもの) (例：生活 保護の額(384 万円)、1.5倍 (455万 円)等) 係数(倍 率)を(4)に 記入してく ださい。)																								
		チ、特別 支援教育 就学奨励 費の必要 額に一定 の係数を 掛けたも の(係数 (倍率)を (4)に記 入してく ださい。)																								
		ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 の最低限 度に一定 の係数を 掛けたも の(例：課 税限度額 の1.0倍、 1.5倍等) 係数(倍 率)を(5)に 記入してく ださい。)																								
		テ、離職 や病気等 の理由に よって家 族が急変 した者																								
		ト、その他																								
		係数(倍 率)																								
		係数(倍 率)																								
		倍																								
		倍																								
		(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容																								
		(5) 補足事項																								
		令和6年度																								
25	25	15	13	14	11	15	16	6	8	11	14	6	5	7	7	16	6	1	0	7	5	23	0	5	0	25
秋田県	秋田市		○	○		○					○						○					1				0
秋田県	能代市																○					1				0
秋田県	横手市															○						1				0
秋田県	大館市															○						1				0
秋田県	男鹿市			○		○	○				○							○				1				0
秋田県	瀬沢市	○					○									○			○			1				0
秋田県	鹿角市																○					1				0
秋田県	雄勝市	○	○		○	○	○		○	○	○	○				○				○		1				0
秋田県	湯上市	○	○	○			○									○			○			1				0
秋田県	大仙市																○					1				0
秋田県	北秋田市	○	○	○	○	○	○			○	○						○					1				0
秋田県	にかほ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0
秋田県	仙北市															○						1				0

		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率				
		(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 面に掛ける 係数(倍 率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 面に掛ける 係数(倍 率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度		
																				係数(倍 率)	係数(倍 率)					
都道府県	市区町村名	ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保険 料の免除	オ、国民 健康保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者が職業 安定所登 録口雇労働者	ク、PIA 会費、学 校給付金 の減免が 行われている者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 による欠 席日数が多い者	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認められる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一定の係数 を掛けたもの(生活 保護の基準額が 変わると自動的に 条件が変わるもの) (例：生活保護の 1.3倍、 1.5倍等) (係数(倍 率)を(4)に 記入して ください。)	タ、生活 保護の基 準額に一定の係数 を掛けたもの(生活 保護の基準額が 変わると自動的に 条件が変わるもの) (例：生活保護の 1.3倍の額(394 万円)、 1.5倍 (455万円)等) (係数(倍 率)を(4)に 記入して ください。)	チ、特別 支援教育 就学奨励 費の必要 額決定に 用いる保 護基準 額、又は 同一基準 額に一定の係数 (倍率)を(4)に 記入して ください。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 面に一定の係数 (倍率)を(4)に 記入し、 最低限度 額の(例：課 税最低限 度額の1.0倍、 1.5倍等) (係 数および 目安額を (5)に 記入して ください。)	テ、離職 や病気等 の理由によ って家族 が急変した者	ト、その他	係数(倍 率)	係数(倍 率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
25	25	15	13	14	11	15	16	6	8	11	14	6	5	7	7	16	6	1	0	7	5	23	0	5	0	25
秋田県	小坂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	1		特別の事情により、現年度において生活の困窮を来している者。	0	
秋田県	とのへ町仁村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1			0	
秋田県	藤里町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1			0	
秋田県	三橋町	○		○		○	○		○		○	○	○	○		○	○			○		1		その他の災害などの特別な事情により、現年度において生活の困窮を期している者	0	
秋田県	八峰町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1			0	
秋田県	五城目町															○						1			0	
秋田県	八郎潟町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○				保護者が未就業、病気、または災害等の特別な事情で経済的に困窮している者	0	
秋田県	井川町															○					○	1		災害、失業その他の特別な事情により特に援助が必要であると教育委員会が認める者	0	
秋田県	大湯村	○		○		○	○									○						1			0	
秋田県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○		1			0	
秋田県	羽後町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					1			0	
秋田県	梁川村	○	○	○	○	○	○				○	○								○	○			その他の教育委員会が特に必要と認める者	0	

[illegible]

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
25	25	1
秋田県	秋田市	
秋田県	能代市	
秋田県	横手市	
秋田県	大館市	
秋田県	男鹿市	
秋田県	湯沢市	
秋田県	鹿角市	
秋田県	南秋田町	
秋田県	湯上市	
秋田県	大仙市	無回答
秋田県	北秋田市	
秋田県	にかほ市	
秋田県	仙北市	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
25	25	1
秋田県	小坂町	
秋田県	上小阿仁町	
秋田県	藤里町	
秋田県	三種町	
秋田県	八峰町	
秋田県	五城目町	
秋田県	八郎潟町	
秋田県	井川町	
秋田県	大湯村	
秋田県	美郷町	
秋田県	羽後町	
秋田県	東成瀬村	